

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 訓令
 - 福島県会計年度任用職員任用等管理規程の一部を改正する訓令 五七
 - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件五件 五六七
 - 土地改良区の定款の変更を認可した件二件 五六九
 - 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 五六九
 - 保安林の指定をする予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 五七〇
 - 道路の区域を変更する件 五七〇
 - 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 五七〇
 - 肥料の登録事項に変更がある旨届出があった件 五七〇
 - 福島県教育委員会 五七〇
 - 福島県教育委員会会計年度任用職員任用等管理規程の一部を改正する訓令 五七一
 - 福島県警察本部 五七一
 - 落札者を決定した件 五七一

訓令

福島県訓令第十四号

福島県会計年度任用職員任用等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和五年十二月八日

本庁機関
出先機関

福島県知事 内堀 雅雄

福島県会計年度任用職員任用等管理規程の一部を改正する訓令

福島県会計年度任用職員任用等管理規程（令和二年福島県訓令第一号）の一部を次のように改正する。
第十九条中「総務部長が別に定める場合を除き、給与条例適用職員の給与改定のための関係条例又は規則の施行日の属する月の翌月（施行日が月の初日であるときは、当該月の初日からとする）」を「給与条例適用職員の例による」に改める。
別表第一一号会計年度任用職員（特定会計年度任用職員以外）の項発令文例の欄中

「3 任用期間 年 月 日までとする」を 3 任用期間 年 月

条例の改正等があつた
条例適用職員に準じて改める。
□中とする」

別表第一第二号会計年度任用職員の項発令文例の欄中「2 給与 〇〇給料表〇〇給料表〇〇給料表〇〇給料表」を

「2 給与 〇〇給料表〇〇給料表〇〇給料表〇〇給料表」に改める。
ただし、給与条例の改正等があつた場合、給与条例適用職員に準じて改定することができる」

附則

この訓令は、令和五年十二月八日から施行する。

（人事課）

告示

福島県告示第七百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和五年十二月八日から令和六年四月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。
令和五年十二月八日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
いわき市泉町滝尻複合施設 福島県いわき市泉町滝尻字御前田五十三
- 二 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 三菱HCキャピタル株式会社

代表取締役 柳井 隆博

(変更後) 三菱HCキャピタル株式会社

代表取締役 久井 大樹

変更した年月日

令和五年四月一日

届出年月日

令和五年十一月二十四日

届出をした者

三菱HCキャピタル株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百二十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和五年十二月八日から令和六年四月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年十二月八日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニクロいわき平店 福島県いわき市平谷川瀬三丁目八番八ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 三菱HCキャピタル株式会社

代表取締役 柳井 隆博

(変更後) 三菱HCキャピタル株式会社

代表取締役 久井 大樹

変更した年月日

令和五年四月一日

届出年月日

令和五年十一月二十四日

届出をした者

三菱HCキャピタル株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百二十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和五年十二月八日から令和六年四月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和五年十二月八日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン野田 福島県福島市野田町四丁目三百三十七番二ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 三菱HCキャピタル株式会社

代表取締役 柳井 隆博

(変更後) 三菱HCキャピタル株式会社

代表取締役 久井 大樹

変更した年月日

令和五年四月一日

届出年月日

令和五年十一月二十四日

届出をした者

株式会社ヨークベニマル

株式会社しまむら

三菱HCキャピタル株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百二十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和五年十二月八日から令和六年四月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和五年十二月八日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストア マツモトキヨシ笹谷店 福島県福島市笹谷字東中條十四番六ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ

ては代表者の氏名

(変更前) 株式会社マツモトキヨシ東日本販売

代表取締役 高野 昌史

(変更後) 株式会社マツモトキヨシ東日本販売

代表取締役 多田 将一

三 変更した年月日

令和五年四月一日

四 届出年月日

令和五年十一月二十四日

五 届出をした者

芙蓉総合リース株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第七百二十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和五年十二月八日から令和六年四月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び本宮市産業部商工観光課に備えて縦覧に供する。

令和五年十二月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・ビッグ本宮店 福島県本宮市本宮字万世二百二十四番地ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 三菱HCキャピタル株式会社

代表取締役 柳井 隆博

(変更後) 三菱HCキャピタル株式会社

代表取締役 久井 大樹

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) マックスバリュ南東北株式会社

代表取締役 大南 淳二

(変更後) マックスバリュ南東北株式会社

代表取締役 打海 直也

三 変更した年月日

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 令和五年四月一日

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 令和五年三月一日

四 届出年月日

令和五年十一月二十四日

五 届出をした者

三菱HCキャピタル株式会社

三 変更した年月日

令和五年十二月八日

四 届出年月日

令和五年十一月十六日

五 届出をした者

川江筋土地改良区から令和五年十一月十六日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十九日認可した。

令和五年十二月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(農村計画課)

福島県告示第七百二十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、岩代町土地改良区から令和五年十一月二十一日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十九日認可した。

令和五年十二月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(農村計画課)

福島県告示第七百二十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和五年十二月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 解除予定保安林の所在場所

南会津郡南会津町滝原字龍沢一七一七の二九(国有林)。次の図に示す部分に限る。、一七一七の三〇(国有林)

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備えて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定をする予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を南相馬市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和五年十二月八日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
門馬 忠
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定をする予定であること。
 - 2 保安林予定森林の所在場所、指定の目的及び指定後の指定施業要件については、保安林の指定をする予定である件（令和五年福島県告示第六百七十一号）によること。
 - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第七百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和五年十二月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年十二月八日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 四五九号	喜多方市山都町蓬菜字 堂山二四五番地先か ら 同 市山都町蓬菜字 西高平一九一〇番九地 先まで	変更前	五・七・ 四四・八	五〇七・〇
		変更後	一一・八・ 四四・八	五〇七・〇

福島県告示第七百三十二号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和五年十一月二十七日次のとおり指定した。

令和五年十二月八日

福島県知事 内堀 雅雄

氏名又は名称 住所 指定の有効期間

有限会社ブ 福島市成川字成田 令和五年二月六日から
ロ・セール 口一六番地の一二 令和一〇年九月三〇日まで

野田町五丁目店
福島市野田町五丁目
一 番地二号
(出納総務課)

公 告

公告第二百三十八号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項及び第四項の規定により、次のとおり住所に変更がある旨届出があった。

令和五年十二月八日

福島県知事 内堀 雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の 種類	肥料の 名称	変更した 年月日	変更した事項		氏名又は 名称	住 所
				変更後	変更前		
8 2 1	混合有機 肥料	混合有機 スーパー	令和5年 11月9日	住所 東京都千代田区外 神田四丁目14番2号	住所 東京都千代田区 東神田三丁目2番 4号	朝日物産 株式会社	東京都千代田区外 神田四丁目14番2 号
8 4 0	混合有機 肥料	こだま混 合有機4 40					
8 5 3	混合有機 肥料	混合有機 スーパー 4号					

867	蒸製皮 草粉	コーワT L				
-----	-----------	-----------	--	--	--	--

(農業総合センター)

福島県教育委員会

福島県教育委員会訓令第五号

教 育 庁

福島県教育委員会会計年度任用職員任用等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年十二月八日

福島県教育委員会

福島県教育委員会会計年度任用職員任用等管理規程の一部を改正する訓令

福島県教育委員会会計年度任用職員任用等管理規程(令和二年福島県教育委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「教育長が別に定める場合を除き、給与条例適用職員の給与改定のための関係条例又は規則の施行日の属する月の翌月(施行日が月の初日であるときは、当該月の初日からとする)」を「給与条例適用職員の例による」に改める。

別表第一第一号会計年度任用職員(特定会計年度任用職員以外)の項発令文例の欄中

「3 任用期間 年 月 日までとする」や 「ただし、給与
た場合、給与
て改定するこ
月

3 任用期間

条例の改正等があつ
条例適用職員に準じ
とがある
に改める。

日までとする」

別表第一第二号会計年度任用職員の項発令文例の欄中「2 給 料 ○○給料表○

「2 給 料 ○○給料表○級○号給

級○号給 「や 〇〇給料表○
ただし、給与条例の改正等があつ
た場合、給与条例適用職員に準じ
て改定することがある」

た場合、給与条例適用職員に準じ
て改定することがある

附 則

この訓令は、令和五年十二月八日から施行する。

(教育総務課)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第86号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける警察共通基盤連携等システム機器の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年12月8日

福島県警察本部長 若 田 英

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
警察共通基盤連携等システム機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町5番75号
- 3 落札者を決定した日
令和5年10月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
F L C S 株式会社 東京都千代田区神田練塀町3番地
- 5 落札金額
125,964,300円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和5年7月25日

(会 計 課)